

番号	2②
項目	引率後の勤務の割振りは勤務実態に見合った取り方ができるように周知徹底すること。夜間勤務手当についても周知徹底すること。
<p>(回答)</p> <p>泊行事を伴う勤務時間の割振りの変更につきましては、「勤務条件制度の手引き」に取扱いを明記し、管理職に対し、適切な運用を行うよう周知しているところです。</p> <p>夜間勤務手当についても、「給与の手引き」に取扱いを明記し、管理職に対し、適切な運用を行うよう周知しているところです。</p> <p>今後とも、校園長等に対し、教職員に向けて周知徹底するように適宜指導してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	8①
項目	休憩時間を保障するための具体的な策を示すこと。
<p>(回答)</p> <p>労働基準法において、休憩時間につきましては勤務時間が6時間を超える場合は45分を、8時間を超える場合は1時間を労働時間の途中に付与しなければならないと規定されています。</p> <p>休憩時間の取扱いにつきましては、「勤務条件制度の手引き」に取扱いを明記し、管理職に対し、適切な運用を行うよう周知しているところです。</p> <p>また、設定された休憩時間を変更する場合は、システムに反映させることになっており、管理職が把握できるようにしております。</p> <p>今後とも研修や校園長会の場を通じて、休憩時間の適正な取得や、勤務時間の運用について、周知に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 教育委員会事務局 指導部 保健体育担当